

# 医療福祉費受給者証(マル福)の更新について

## ～マル福(重度心身障害者、母子・父子家庭)を受給されている方へ～

現在使用されている医療福祉費受給者証が平成17年7月1日から新しくなりますので、次により更新の手続きをしてください。

1. 日 時 平成17年6月27日(月)・28日(火)・29日(水)  
午前9:00～午後5:00まで
2. 場 所 ・常北保健福祉センター内 保険課 ・各支所 住民福祉課
3. 持参するもの  
(1)健康保険証 (2)印鑑 (3)更新お知らせのはがき(※)  
(4)身体障害者手帳、療育手帳、国民年金(障害福祉年金、障害年金)1級証書、  
児童扶養手当証書等該当される方はその証書類  
(5)①平成17年1月1日以降城里町に転入された方は、前住所地の平成17年度  
分所得課税証明書  
②城里町外の方の扶養になっている方は、扶養義務者の平成17年度分所得  
課税証明書

※受給者証を交付されて、今回更新手続きが必要な方には後日、はがきを送付します。

### \*\*\*\*\* 医療福祉制度(マル福制度) \*\*\*\*\*

マル福制度とは、医療保険を使って病院などにかかった場合、医療費の一部負担金を助成する制度です。保険のきかない健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代等は助成されません。

マル福の種類	対 象 者
妊 産 婦	母子手帳の交付を受けた妊産婦
乳 幼 児	3歳未満の乳幼児
特例乳幼児(マル特) 【町単独事業】	3歳から小学校卒業までの幼児・児童 3歳未満で所得制限によりマル福制度を受けていない乳幼児
重度心身障害者	・身体障害者手帳1級・2級及び3級(内部障害)の方 ・療育手帳の判定が㊤・Aの方 ・国民年金の障害年金1級に該当する方 ・特別児童扶養手当1級の方 等
母子・父子家庭	18歳未満の児童を監護する母子家庭の母または父子家庭の父とその児童

※マル福制度を受けるには、申請の手続きが必要です。

申請には、印鑑、健康保険証、所得課税証明書が必要です。(転入等により城里町以外の市町村に所得の申告をされている方はその市町村の所得課税証明書)

障害者のマル福を申請する場合は、障害の程度が確認できる書類が必要になります。

●問合せ 城里町役場 保険課 ☎029-288-3111(内線 372・373)